

第 1 3 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 5 年 2 月 7 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 5 年 2 月 7 日 午前 1 0 時 1 2 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	委任状
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	欠 員			
10	青 木 明 雄			
11	内 山 繁 司			
12	奈 良 嘉 祐			
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一			
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆			
17	青 木 洋 一			
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信			農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄			農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員	議席 3 番	都丸	正隆	委員
	議席 5 番	鳥山	孝子	委員

議事参与が制限された委員数	1 人	傍聴人数	0 人
---------------	-----	------	-----

委員以外の出席者	事務局長	千木良	典行	
	副事務局長	(農業振興係長)	小野	宏仲
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	主 事	奥山	早紀	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。始まる前ですがけれどもまた毎度のこととありますけれど、ご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和4年度第13回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

なお、本日この後、4つ会議が入ってますので、皆さんに大変なご迷惑を掛けると思いますがけれども今日一日、よろしくお願いします。

なお、今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、必要最低限の出席をお願いしているところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は18人中11人、委任状による出席委員1名の合計12名で会議は成立しております。

なお、6番、廣瀬淳委員は欠席により委任の届出がございました。

早速ですが議事に入ります。

まず、議事日程1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号3番、都丸正隆委員、議席番号5番、鳥山孝子委員を指名したいと思います。これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、都丸正隆委員と、

鳥山孝子委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

以降は、着座にてご説明させていただきます。

報告書の1ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届け出は、1ページから3ページに記載の番号1番から9番の9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをお願いします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

はい、事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。

報告書の7ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページから13ページに記載の番号1番から10番の10件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、すべての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

はい、事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、子持地区を斉藤美保第2班長、赤城、北橘地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。

最初に斉藤第2班長、お願いします。

4 番

着座にて説明させていただきます。令和5年1月27日に実施しました、第2班、渋川、子持地区の現地調査報告をいたします。参加者は、真下委員と、私、斉藤。事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の計4名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が6件、合計7件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

始めに4条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は道路、西は宅地と畑、北は宅地となっています。申請地は、問題ないと思われれます。

次に5条申請です。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は水路、西は畑と道路、南と北は畑となっています。申請地は、問題ないと思われれます。

申請番号5の2番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は、問題ないと思われれます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は水路、西は田と道路、南は道路、北は宅地となっています。申請地は、問題ないと思われれます。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地、西と北は畑、南は道路となっています。申請地は、問題ないと思われれます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の5番の現地は、東は道路、西と北は畑、南は田となっています。申請地は、問題ないと思われれます。

申請番号5の6番の現地は、東と北は宅地、西は道路、南は畑となっています。申請地は、問題ないと思われれます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われれます。

以上で第2班、渋川、子持地区の現地調査報告を終わります。

議 長

はい。続いて、石田玉枝第2班長、お願いします。

18 番

着座にて説明させていただきます。令和5年1月27日、金曜日に実施しました。第2班、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、青木洋一委員と、私、石田。事務局は、吉田係長、奥山主事の計4名で実施しました。

今回の赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が4件、計6件でありました。

では、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

始めに4条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号4の2の現地は、東は道路、西と北は一体利用する宅地、南は畑となっています。申請地は、問題ないと思われます。

申請番号4の3番の現地は、東と北は一体利用する宅地、西と南は畑となっています。申請地は、問題ないと思われます。

次の5条申請であります。9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する宅地、南は道路となっています。申請地は、問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東は一体利用する宅地、西は上下に申請されている申請番号5の9番の申請地と畑、南は畑、北は一体利用する宅地と道路となっています。申請地は、問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は同月申請されている申請番号5の8番の申請地、西は宅地、南は畑、北は道路となっています。申請地は、問題ないと思われます。

申請番号5の10番の現地は、東と北は山林、西は宅地、南は畑となっています。申請地は、問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第7、協議第1号、渋川農業振興地域整備計画

に係る農用地利用計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 はい、着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり協議があったので意見の決定を総会にお願いすることに、なお、詳細につきましては、農政課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 はい。農政課の担当者から報告をお願いします。

農政課 はい。農政課の荻野と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、ご説明いたします。

協議書1ページからの農用地区域変更申込一覧表（除外関係）をご覧ください。これは、12月22日、渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき、除外が行われたものとなります。

まず、1ページをご覧ください。

渋川地区除外案件になります。内訳は、田4筆、1,257平方メートル、畑8筆、5,680平方メートル、合計12筆の6,937平方メートルとなります。

続いて2ページをご覧ください。

渋川地区の編入案件になります。

内訳は、田4筆、1,776平方メートル、畑7筆、3,362平方メートル、合計11筆の5,138平方メートルとなります。今回の変更により、渋川地区の農振・農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果、0.2ヘクタールの減で623.21ヘクタールとなります。

続いて3ページをご覧ください。

伊香保地区の除外案件になります。内訳は、畑3区で3,905平方メートルとなります。

続いて4ページをご覧ください。

伊香保地区の編入案件になります。内訳は、畑4筆、6,803平方メートルとなります。今回の変更により、伊香保地区の農振・農用地面積

は、除外、編入との差し引きの結果、0.3ヘクタールの増で37.04ヘクタールになります

続きまして5ページをご覧ください。

小野上地区の除外案件になります。内訳は、田2筆、131.25平方メートル、畑3筆、6.75平方メートル、合計5筆の138平方メートルとなります。今回の変更により、小野上地区の農振・農用地面積は、0.01ヘクタールの減で、181.67ヘクタールになります。

続いて子持地区、担当変わりました説明させていただきます。

子持地区は、木暮が説明させていただきます。

まずは、6ページをご覧ください。

こちらの方は子持地区の除外となります。内訳は、田2筆、1,021平方メートル、畑3筆、751.25平方メートル、合計5筆、1,772.25平方メートルとなります。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらの方は、子持地区の編入になります。内訳は、田21筆、1万3,704平方メートル、畑2筆、1,566平方メートル、合計23筆、1万5,270平方メートルとなります。今回の変更により、子持地区の農振・農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果、1.3ヘクタールの減で、735.24ヘクタールとなります。

続きまして、9ページをご覧ください。

これ以降は赤城地区の除外の案件となります。提出としては、11筆ありましたが、不許可となった案件もありますので、許可となったものの内訳は、畑1筆、417平方メートルとなります。

同じく9ページの下段の方をご覧ください。

こちらの方は、赤城地区の継続の案件になります。内訳は、畑1筆、600平方メートルとなります。

続きまして、10ページに移らせていただきます。

こちらが赤城地区の編入の案件になります。内訳としましては、畑3筆、3,745平方メートル、山林1筆、158平方メートル、合計4筆、3,903平方メートルとなります。

続きまして、今回の変更により赤城地区の農振・農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果、0.3ヘクタールの増となりまして、1,517.04ヘクタールになります。

続きまして、北橘地区に移らせていただきます。

11ページをご覧ください。

北橘地区の除外となります。内訳は、畑7筆、2,648.25平方メートルとなります。提出の方は11件ありましたが、結果として許可は7筆となりました。続きまして、北橘地区の継続協議について説明させていただきます。内訳は、畑1筆、500平方メートルとなります。

続きまして編入の説明に移ります。

12ページをご覧ください。

編入の方は内訳は、畑3筆、2,784平方メートルとなります。今回の変更により、北橋地区の農振・農用地面積は、合計で0.03ヘクタール減となりまして、832.44ヘクタールとなります。

以上で、子持・赤城地区の説明を終わらせていただきます。

ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、協議書12ページのナンバー2の1件について、審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議 長

それでは、協議書12ページのナンバー2の1件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。

協議第1号、協議書12ページのナンバー2の1件については、議案のとおり認めることで、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、協議書12ページのナンバー2の1件については、議案のとおり決定することに決しました。

それでは、退席している委員はお戻りください。

(関係委員 着席)

議 長

続きまして、協議書12ページのナンバー2の1件を除く案件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。

協議第1号、協議書12ページのナンバー2の1件を除く案件について

は、認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。

続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から10番の10件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

はい。ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから3ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。

説明に入る前に、令和5年1月31日申請人より借入地の解約の報告がありましたので、議案書の訂正をお願いいたします。

申請番号3の1番の経営面積欄、経営を6,796に、借入を5,296に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から10番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番及び2番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。

申請番号3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ、受人、渡人、当事者の話し合いが整いましたので、申請されたものです。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の4番から10番は、受人が既に埋設してある、地下導水管部分について、将来に渡り、適切に維持管理するため、権利の設定を行うものであります。それぞれ、受人、渡人、当事者の話し合いが整いましたので、申請されたものです。

また、お手元に配布してあります、農地法第3条調査書につきまし

ては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から10番の10件について審議いたします。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第1号、申請番号3の1番から10番の10件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から10番の10件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10へ

クター未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。
なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人により
始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘ
クター未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人により
始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から3番の3件につい
て審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りします。

議案第2号、申請番号4の1番から3番の3件については、許可するこ
とでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から3番の3件については、議案の
とおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による
許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から10番の10件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長 農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申
請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページから10ページ関連です。議案書7ページをお願いい
たします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとお
り、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決
定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から10番につきまして、権利関係、申請地の所在、

面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地区域内ではありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、本件申請は、3,000平方メートルを超える案件であり、事業の施工に、都市計画法第29条の開発許可が必要になります。農地法第5条第1項の規定による許可をするには、農地法施行規則第57条第1項第2号において、申請に係る事業の施工に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分または処分の見込みが必要であるとされております。

昨日、前橋土木事務所へ、本件について確認したところ、本総会までに開発許可の見通しが立つとの回答が得られませんでした。つきましては、農地転用の許否の判断は保留とし、引き続き、来月の総会に上程させていただきたいと思います。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地の周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の5番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を1月26日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました、実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されております。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の10番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定により許可申請の説明を終わりにいたします。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

はい、事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から10番の10件について審議します。

まず始めに、申請番号5の5番の1件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、飯塚委員にお願いします。

15 番

はい、議長。15番、飯塚です。

議 長

はい、15番、飯塚委員。

15 番

着座にて説明させていただきます。

調査は、1月26日に、山本会長、生方推進委員と私、飯塚。事務局からは、千木良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の計6名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、申請番号5の5番の1件について審議します。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の5番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の5番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の5番の1件を除く、申請番号5の1番から10番の9件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の5番の1件を除く、申請番号5の1番から10番の9件のうち、本日時点で、開発許可もしくは許可見込が確認できない申請番号5の3番の1件については保留とし、申請番号5の3番を除く、申請番号5の1番から10番の8件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の5番の1件を除く、申請番号5の1番から10番の9件のうち、申請番号5の3番の1件については保留とし、申請番号5の3番を除く、申請番号5の1番から10番の8件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長 事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第4号農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和5年3月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が10人、借受人が8人、筆数が18筆、面積が2万1,687平方メートルです。この個別の内訳は、12ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

ご審議の上、ご既決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務長の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第13回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時12分>